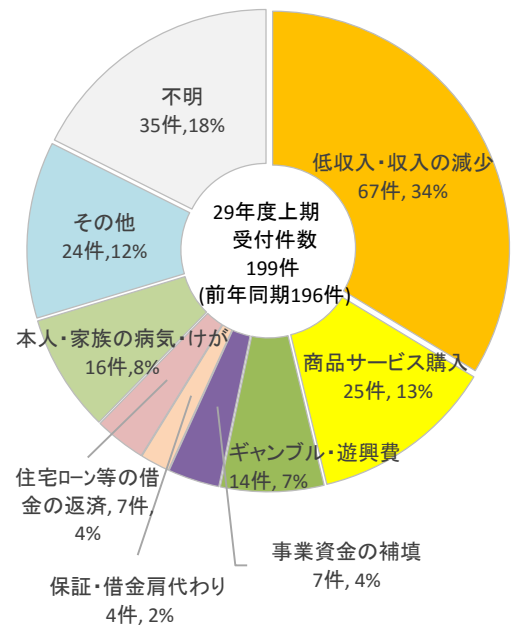
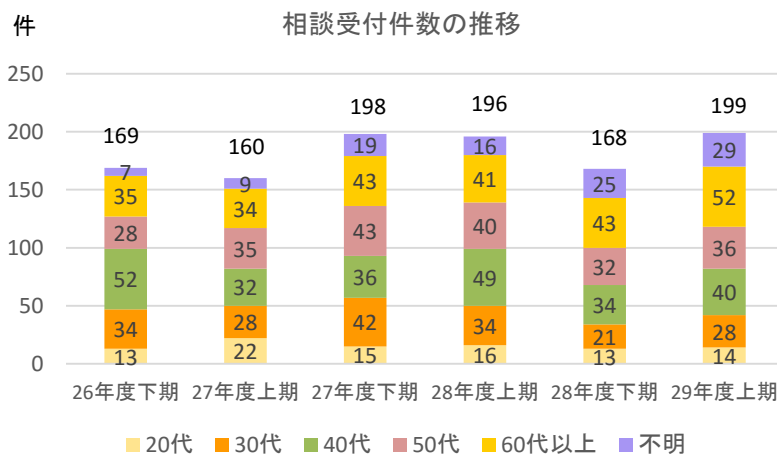


多重債務者相談受付状況(平成29年度上期)

多重債務のきっかけが「低収入・収入の減少」によるものが3割を占める
商品・サービス購入、ギャンブルも上位を占め生活の見直しが必要

北海道財務局「多重債務者相談窓口」が平成29年度上期(29年4月～29年9月)に受付けた相談件数は、前年同期とほぼ同様の199件(前年同期196件、1.5%増)

- 職業別では、給与所得者が52%(104件)と全体の約半数を占めており、次いで無職が33%(66件)となっています。
- 世帯収入では、300万円未満が52%(104件)と相談者全体の過半を占めています。
- 負債状況では、200万円未満が全体の40%(80件)を占めています。



※四捨五入の関係から合計が100%にならない場合があります。

【相談事例】

□<事例1:任意整理>

ギャンブルのためにカード借入、親の年金で生活(40代、無職、男性)

- 大手企業を退職してから就職せず、親の年金で生活を賄ってもらい、必要なものはクレジットを繰り返し生活をしてきた。ストレスから逃れるため、キャッシングの資金でパチンコに走り、負債は6社、500万円超。就職活動をしなればと思っているが、借金のことが常に頭を離れず集中できず、就職活動ができない状況である。自分で返済の努力を行っておらず、年金生活の親に自宅マンションを売却し、返済したいとは言い出せず、相談に至った。
- 当局の対応(助言)等
 - ・ 通常、収入がなければ自己破産を検討することになる。自宅マンションが共有名義のため、通常は自分の持分が破産管財人に差し押さえられるか、破産管財人の許可を得て任意売却する等の方法となる。現状を率直に弁護士に打ち明け、相談するよう助言。また、就職のため、就労支援窓口を紹介。
 - ・ 弁護士相談で自己破産を勧められたが、マンションを手放したくなく任意整理を希望。就労支援窓口で相談し、そのサポートにより、1か月ほどで仕事が決まり、任意整理が可能となる。

【相談事例】

□<事例2:自己破産>

離婚で収入減、今まで通りの生活でカード利用（40代、女性）

➢ 離婚し収入が減ったが、娘にこれまで通りの生活をさせるためカードで不足分を補ってきた。年々カード会社への返済が増え税金も延滞、負債は税金滞納も含め、200万円超。借金は年収の1/2だが、税金滞納分を含めると年収とほぼ同額。給与を差押えされると生活ができない。また、職場にも居づらくなる。税金滞納により、給与差押えの通知があり、納税課に相談に行き、財務局を案内され、相談に至った。

➢当局の対応(助言)等

- ・ 年収と同額の負債のため、自己破産を含めた債務整理の検討が必要と助言。自己破産のメリット、デメリット等について情報提供するとともに、債務整理を前提に、税金は分納相談することを助言。また、日中は仕事をしているため、夜間法律無料相談及び法テラスを案内した。
- ・ 夜間法律無料相談及び法テラスで自己破産を勧められた。税金滞納分は自己破産しても免責されないが、借金を整理する前提に差押えを待ってもらえることになり、自己破産申立て後に税金を分納することになった。

【トピックス、講師派遣のご案内】

○多重債務相談出張相談会・相談員向けの勉強会を道内各地で実施しています

➢ 当局専門相談員による出張相談会を29年4月から9月までに20回実施しました。

➢ 道内の地方自治体、社会福祉協議会、消費者協会等の相談窓口等の担当者を対象とした債務相談に係る勉強会を10か所で実施しました。

(債務相談勉強会の模様) ⇒



- 当局では、上記のとおり道内各地で多重債務出張相談会や地方自治体、消費者協会等の相談員向けの勉強会を実施しております。
- 各機関の要望により、多重債務相談に係る相談員の派遣や勉強会の講師を派遣しておりますので、ご要望がある場合は、当局相談窓口にご連絡ください。

○北海道財務局では、専門の相談員が「借金の悩み」を親身になってお聴きし、相談者にあった解決方法を提案します。
借金でお悩みの方は、ぜひご相談ください。

(相談先) 北海道財務局「多重債務者相談窓口」(金融監督第三課)

○電話番号 : 011-807-5144

○受付時間 : 月曜日～金曜日(年末年始及び祝日を除く)

9時～12時、13時～17時

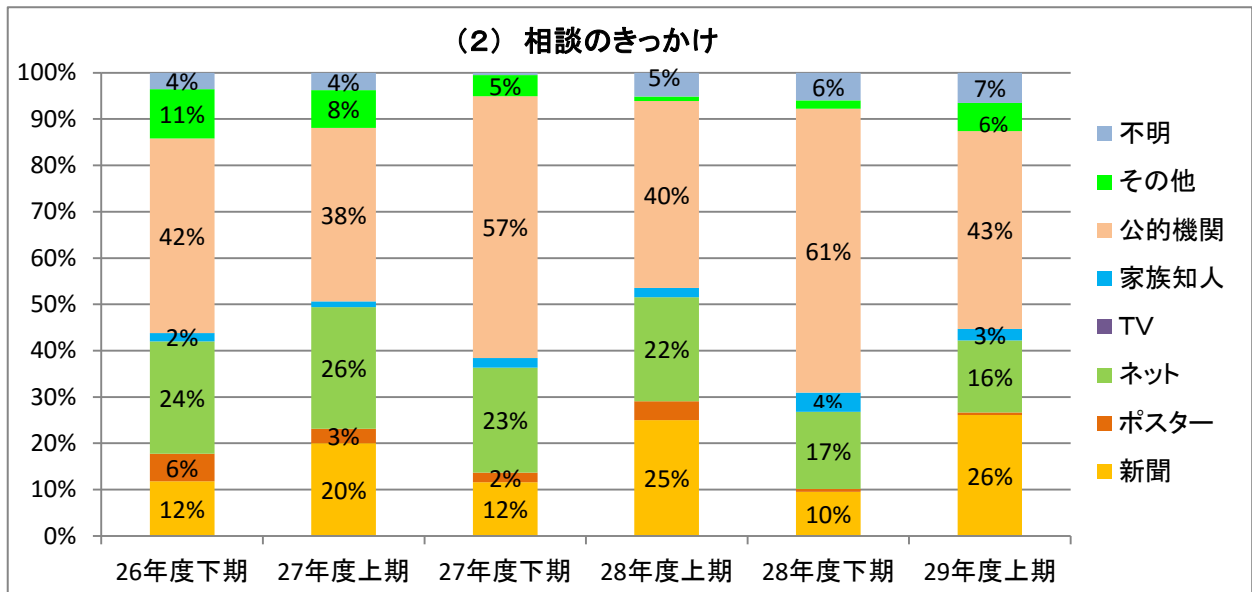
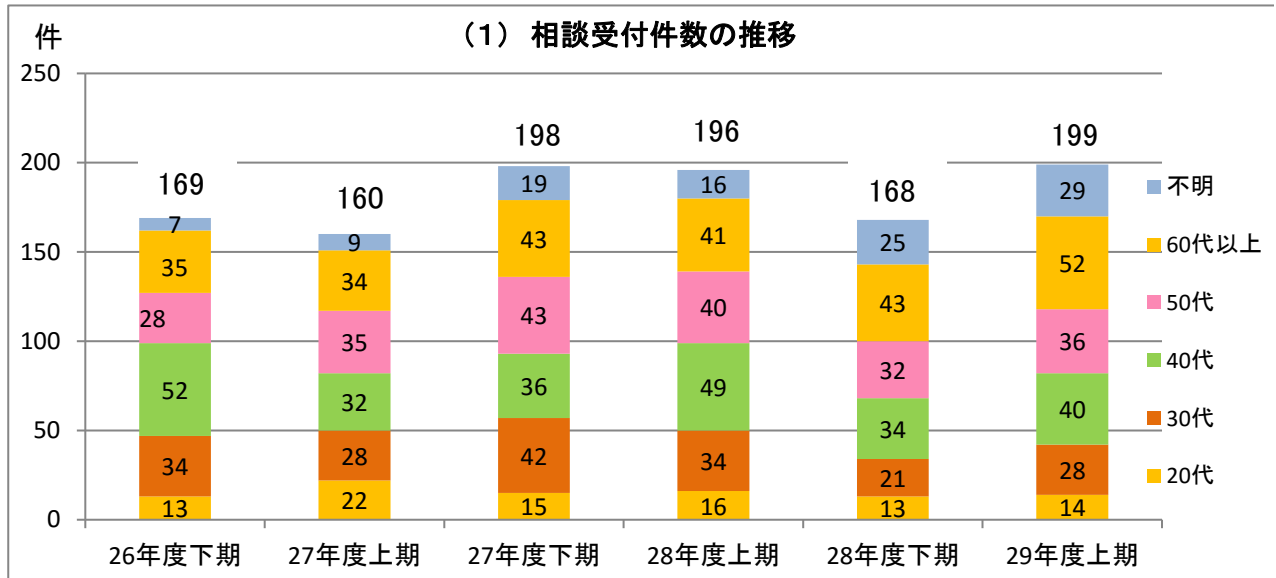
札幌市北区北8条西2丁目 札幌第一合同庁舎 11階

(資料編)

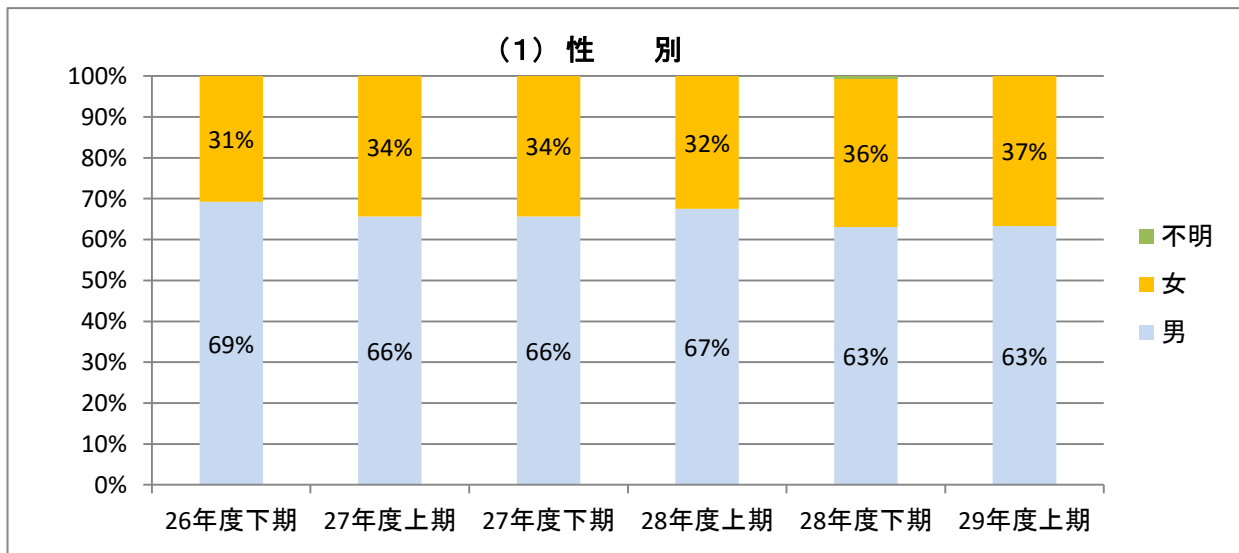
1. 相談受付件数

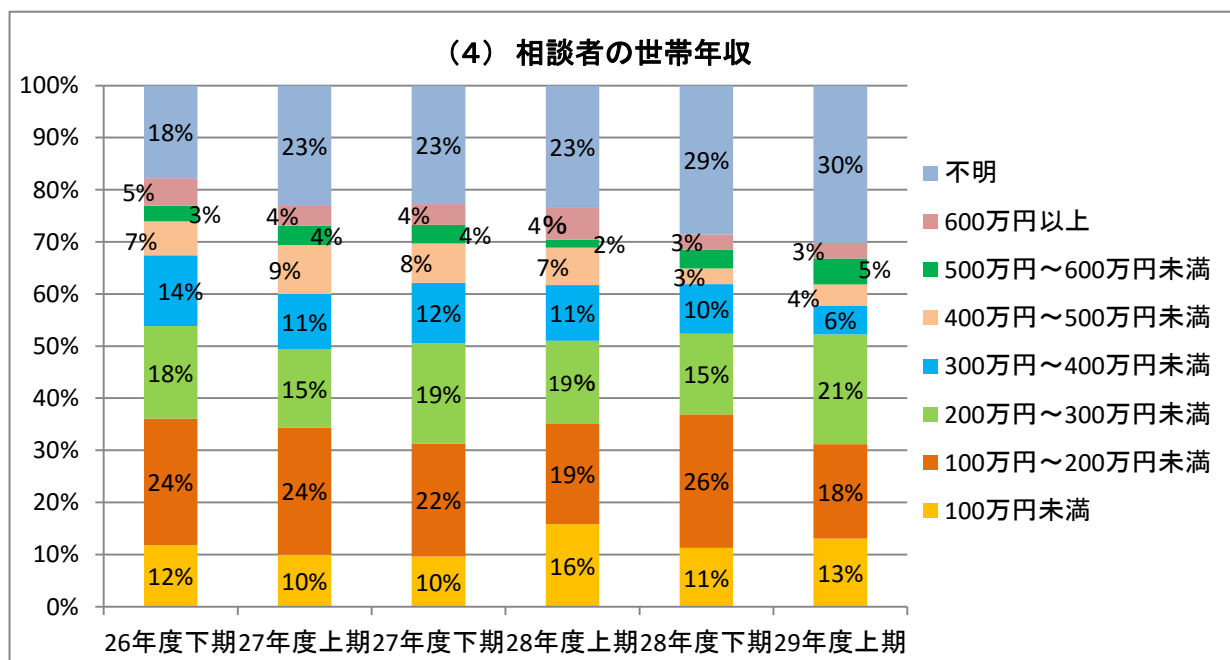
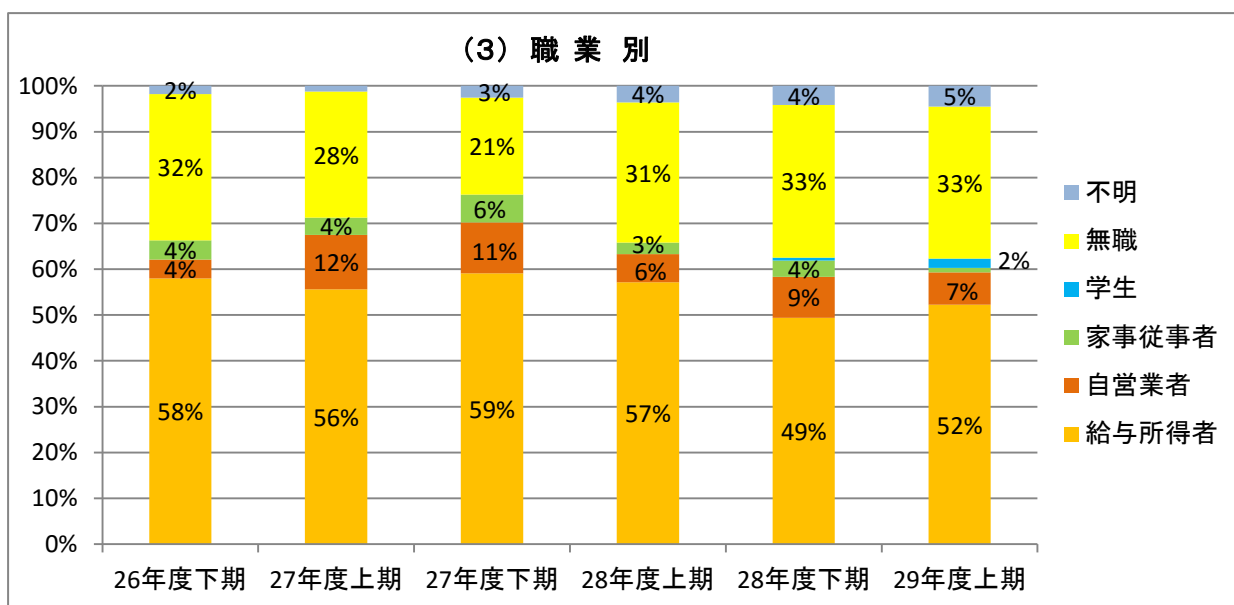
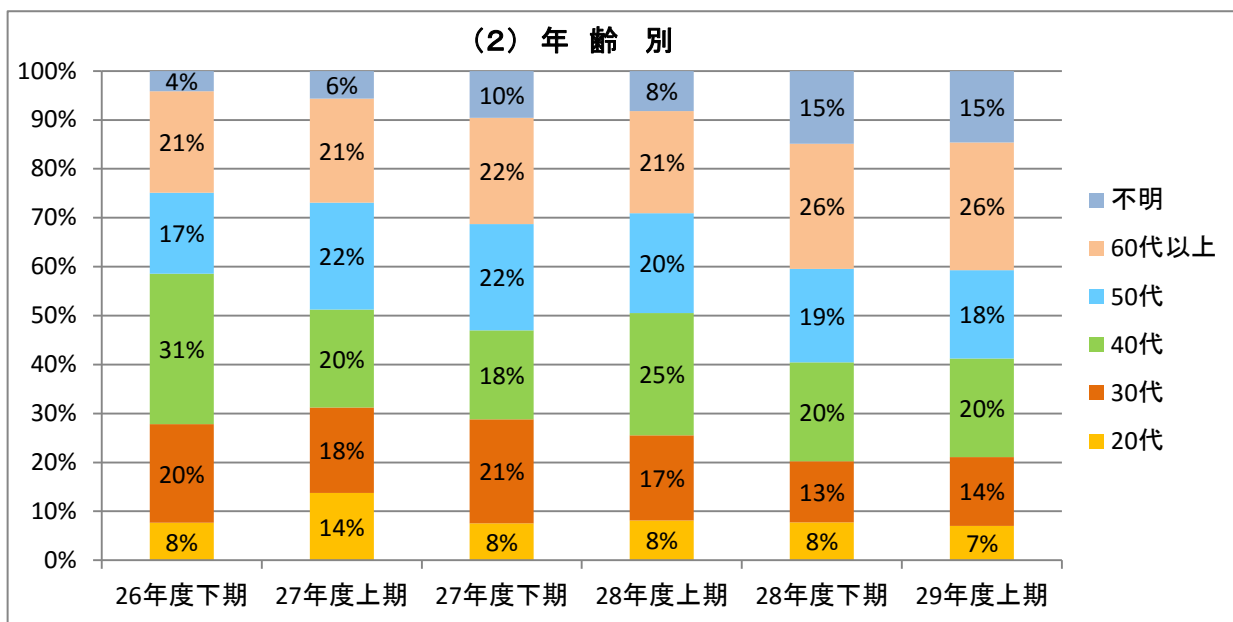
注1) 四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

注2) 2%以下については見やすさを優先し、数値を表示していません。

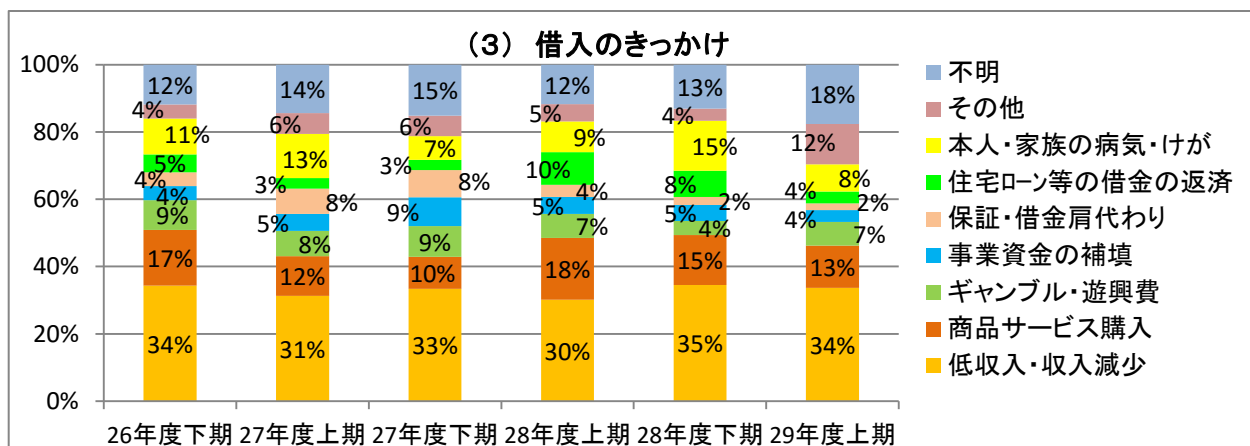
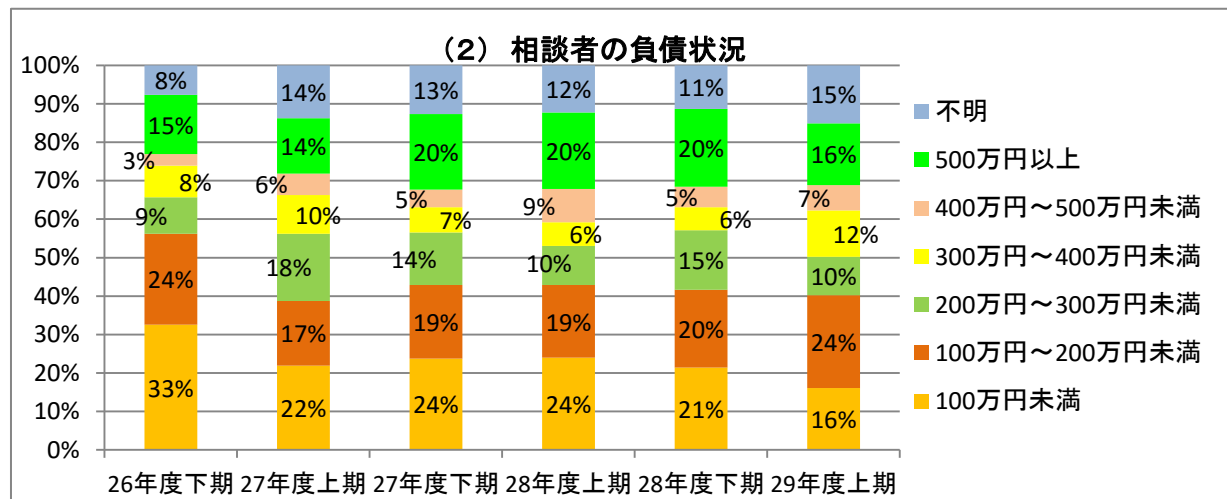
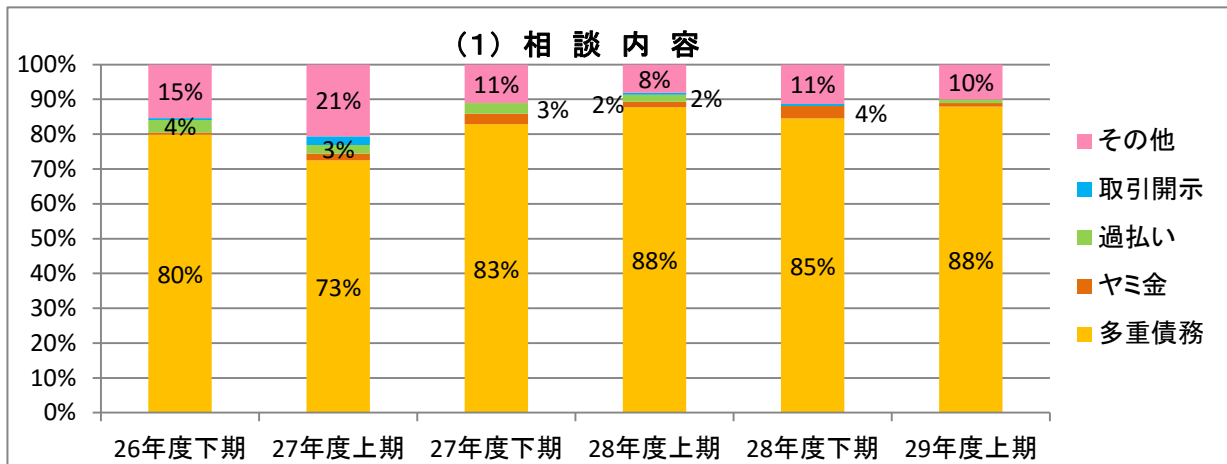


2. 相談者のプロフィール





3. 債務者の相談内容



4. 相談対応結果

